

■株式会社スマイルラボ「マナビバ」会則

第1条（目的）

本スタジオの会員がスタジオで行われる様々なプログラム参加により、心身の健康維持・増進、会員間の交流や地域社会との繋がりを図ることを目的とします。

第2条（入会）

- ①本スタジオは会員制とし、入会契約により利用することができます。
- ②会員の契約期間は月単位とし、所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第3条（入会資格）

本スタジオの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

- ①60才以上の男女で、本会則を理解・承認し、諸規則を遵守する方。
※夫婦、親子、兄弟などご親族でご入会される場合にはどちらかの方が60才以上であればパートナーの方が60才以下であっても入会が可能です。
- ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- ③他の会員およびスタジオスタッフに迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない方。

第4条（会員証）

- ①入会手続き後に会員証をお渡しします。
- ②会員証は必ず入館時にご提示いただきます。
- ③会員証は他人に貸与または譲渡することはできません。
- ④会員証を紛失した場合は、速やかに本スタジオへお申し出ください。再交付には手数料216円が必要となります。
- ⑤会員は会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。

第5条（会費・諸費用）

- ①会員は定められた会費・その他料金を所定の方法で、所定の期日に納入していただきます。
（入会月および翌月の会費は入会手続き時に現金でお支払いいただきます。その後のお支払いは銀行口座振替となります）
- ②会費・諸その他金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、変更日以降の会費・その他料金に係る消費税について、法改正の内容に従い料金改定が実施されます。
- ③会費・その他料金の金額および支払時期、支払方法等は会社がこれを決定します。

- ④退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。
- ⑤会社は本スタジオの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会費・その他料金等の金額を改定することができるものとします。
- ⑥月会費を滞納している場合、施設のご利用ができません。

第6条 (退会)

- ①解約手続きは、スタジオ窓口までお申し出ください。
- ②退会希望月の月末迄(休業日の場合は前営業日)に所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。
- ③退会月の会費について、月の途中お退会手続きであっても、全額の支払いが必要となります。未払い料金のある場合、全て支払いが完了するまで退会後も支払の義務が発生します。

第7条 (会員資格の譲渡、相続、貸与)

会員は、どのような場合においても、その会員資格を他者に譲渡や相続または貸与することはできません。

第8条 (会員除名)

次のいずれかに当たる場合は、資格停止処分あるいは除名処分等の処分をなされることがあります。また、各項に該当し除名された会員は、その後会社の運営する施設に入会および立ち入ることができなくなります。

- ①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
- ②本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- ③会費、その他料金の支払いを怠ったとき。
- ④入会に際して虚偽の申告をしたとき。
- ⑤会社が本スタジオの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑥暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
- ⑦他の会員に対する迷惑行為、スタジオ運営に著しい支障を与えるような行為をしたとき。
- ⑧第13条各号の禁止行為を行ったとき。
- ⑨その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第9条 (プログラム受講申込み)

- ①電話による受講予約が可能です。なお定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- ②一日あたりの受講回数は1回までとなります。ただし講座内容などにより複数受講(連続受講など)が必要な場合はその限りではありません。

第10条 (プログラム体験)

①プログラムの見学や体験（おひとり様 1 回限り）ができます。体験費用は 1,080 円となります。事前申し込みが必要となります。詳細は本スタジオまでお問い合わせください。

第 11 条（プログラムの中止・変更等）

①台風・地震などの自然災害や、講師の病気・けがなどの事情でプログラムを中止・変更する場合があります。その場合、別の日などに改めて実施いたしますが、事情により実施できないことがあります。

②上記以外の理由でも、代理講師での実施や、講座内容を一部変更することがあります。

第 12 条（受講に際してのお願い）

①会員の言動などがプログラムに支障をきたし、講師や他の会員に迷惑をかける行為があった場合は、退室、退会していただくことがあります。

②プログラム開始約 5 分前から入室できます。終了後は速やかに退室してください。

③お持ち込みの用具、教材などはその都度お持ち帰りください。

④プログラムの受講にあたっては日ごろの体調管理に十分ご注意ください。特にスポーツプログラムや・外出プログラムを受講される場合は、当日の健康状態をチェックして参加ください。受講中に発生した急病、傷害については応急処置のみ行いますが、その後の治療やその他の責は負いません。

⑤身の回り品、特に貴重品の管理には十分ご注意ください。施設内での私物の盗難、破損、紛失については損害賠償の責は負いません。

⑥講師への謝礼（お中元、お歳暮など）は一切不要です。

第 13 条（禁止事項）

本スタジオ内および本スタジオ周辺において、次の行為を禁止します。

①動物をスタジオ内に持ち込むこと。（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く）

②刃物等の危険物をスタジオ内に持ち込むこと。

③スタジオ内の喫煙。（電子タバコ・無煙タバコを含む）

④スタジオ内で許可なく撮影・録音すること。

⑤本スタジオの諸施設・器具・備品その他物品の損壊や持ち出し。

⑥他の会員やスタッフ、本スタジオ、会社を誹謗、中傷すること。

⑦本スタジオにおいて許可なく物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為や政治活動、宗教活動、署名活動をすること。

⑧他の会員やスタッフの身体への暴力行為。暴言、恫喝、大声を出す、その他威嚇行為。他人が恐怖を感じる危険な行為。

⑨公序良俗に反する行為。

- ⑩他人やスタッフへのストーカー行為。
- ⑪正当な理由なく、従業員の業務を妨げる行為。
- ⑫他人のスタジオ利用を妨げる行為。
- ⑬支払うべき会費、その他料金を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- ⑭その他、本スタジオの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第 14 条（緊急時）

火災、地震などの災害発生の場合、スタッフの指示のもと冷静に行動してください。

第 15 条（個人情報保護）

個人情報保護の取り組みについてはホームページをご覧ください。

個人情報の秘密の保持には万全を期しています。講師や会員の住所、電話番号などの個人情報は、本人に無断で第三者にお教えすることはありません。ただし、会員の身体、生命にかかわる緊急事態の場合は除きます。

なお、外出プログラム等に関しては、開催時の緊急連絡などのため、受講申し込みの際に受講者のご承諾をいただいたうえで、旅行会社などに参加予定会員の連絡先一覧を渡す場合があります。

第 16 条（スタジオの閉業）

次の理由により、本スタジオを閉業することがあります。

- ①気象、災害等によりスタジオが閉鎖され、再開業が困難であると判断したとき。
- ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第 17 条（会則の改定）

会社は本会則を改定することがあります。改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、速やかに会員に告知するものとします。

第 18 条（告知方法）

本会則の改定にあたっては、スタジオ内に掲示し、かつ、会社のホームページへ掲載することにより告知するものとします。

附則

本会則は、2017年6月1日より施行いたします。

以上